◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

○第８号

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務の名称　平成30年度在沖米海兵隊グアム移転に関する日本側負担事業に係る工事モニタリング補助業務

⑶　業務内容　本業務は、在沖米海兵隊のグアム移転に関して、日本国政府の財政支出で整備する事業（以下「日本側負担事業」という。）について、事業が適正に執行されるよう建設の進捗の確認（支払い状況の確認含む）、必要な検査への参加、設計変更の調整等に関する補助業務を行うものである。

予定技術者等

管理技術者（グアム）延べ180人・日
（日本）延べ50人・日

主任技術者（グアム）12ヶ月間×１名分
（日本）延べ180人・日

担当技術者（グアム）12ヶ月間×１名分
（日本）延べ200人・日

技術員（日本）延べ200人・日

通訳者（グアム）延べ100日（１日当たり実働３時間）１名

※現地に配置する技術者は以下の①～③のいずれかを満たす者を常時２名配置すること。

①　ＴＯＥＩＣスコアが650点以上を有する事（その他十分な英語によるコミニケーション能力を証明できる資格でも可）

②　海外（英語圏又は主たる言語として英語を用い業務を国における２年間以上の延べ滞在実績を有すること。

③　英語圏において４年制大学の学位を取得していること。

⑷　履行期限　平成31年３月29日

⑸　本業務は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

⑹　本業務は、資料提出及び入札等を電子調達システムにより行う業務である。ただし、電子調達システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては防衛省大臣官房会計課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑺　本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

2　競争参加資格

⑴に掲げる資格を満たしている単体企業又は⑵に掲げる資格を満たしている共同体であること。

⑴　単体企業

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築、土木、電気、機械、通信、環境等」に係るいずれか１つ以上において「Ｂ」等級以上の格付を受け、地方防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

ウ　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（イの再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

エ　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に地方防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防整施（事）第150号。28. 3. 31。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

オ　次に示す同種又は類似業務について、元請けとして平成19年４月１日から入札公告日までに完了又は引渡しが完了した業務の実績を有すること。

①　同種業務：日本国内外における米軍施設の設計又は事業管理業務

②　類似業務：米国内における施設の設計若しくは事業監理業務、又は米国外における公共施設の設計で米国の公的な設計基準を用いた設計、若しくは事業監理業務

なお、当該実績が平成16年４月１日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した業務に係るものにあっては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）、又は評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものを除くこと。

カ　入札に参加を希望する者の間に資本関係又は人的関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

キ　次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

管理技術者、主任技術者、担当技術者及び技術員は、以下に示す条件を全て満たす者とし、主任技術者は各職種１名以上、担当技術者及び技術員は職種を問わず１名以上それぞれ配置すること。なお、管理技術者は、主任・担当技術者のいずれも兼ねることはできない。

㋐　配置予定管理技術者（建築又は土木）

配置予定管理技術者については、次の１）から４）に示す条件をすべて満たす者である。

１）資格　次の建築又は土木の資格を有するものとする。

・建築　次の資格及び経験のそれぞれの項目において、いずれかを有すること。

【資格】

①　建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第２項に規定する一級建築士

②　建築士法第20条第５項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者

③　技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門）

④　ＡＰＥＣ　Architect

【経験】

①　大学卒業後13年以上、短大・高専卒業後18年以上、高校卒業後23年以上の実務経験を有する者

②　公共建築工事標準仕様書（・建築工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有する者

・土木　次の資格のいずれかを有すること。

【資格】

①　技術士（（総合技術監理部門：建設部門関連科目）又は（建設部門））

②　一級土木施工管理技士

③　土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会１級技術者

④　（社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ）

⑤　ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者（※）（技術士部門と同様の建設部門に限る）

⑥　ＡＰＥＣ　Engineer（Civil）

※「ＲＣＣＭと同等の能力を有する者」とは、ＲＣＣＭ試験に合格しているが転職等により登録できない立場にいる者及び、外国資格を有する技術者で、国土交通大臣が、技術士又はＲＣＣＭ相当と認定した資格であることを証明する認定証を有する者をいう。以下同じ。